

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 運 発 第 9 号
平 成 3 1 年 3 月 1 8 日
警 察 庁 交 通 局 長

認知機能検査及び高齢者講習の待ち期間の短縮のための諸対策の強化について（通達）

認知機能検査及び高齢者講習（以下「高齢者講習等」という。）の円滑な実施については、これまでも、高齢者講習等の受検・受講枠の拡大、円滑な予約の促進など、諸対策を推進するように指示しているところ、依然として受検・受講待ち期間が長期化している都道府県が見られる。

高齢者講習等を円滑に実施するためには、計画的に諸対策を推進する必要があるが、最近の高齢者講習等の受検・受講待ちの現状に鑑み、各都道府県警察にあつては、高齢者講習等の受検・受講ができず、運転免許証の有効期間が迫っている者（以下「切迫者」という。）等に関する下記の諸対策を早急に実施し、高齢者講習等の受検・受講待ちの一層の改善に努められたい。

記

1 切迫者等に対する対応の強化

(1) 運転免許センター等における更新時認知機能検査・更新時高齢者講習の実施

切迫者に対する受検・受講枠を確保するため、運転免許センター等における実施又は実施枠の拡大を検討すること。

(2) 切迫者等に対する相談対応等の強化

相談窓口の広報啓発と相談体制を強化し、切迫者に対する高齢者講習等の受検・受講が可能な指定自動車教習所等の実施機関の紹介や、運転免許センター等において高齢者講習等を実施している場合の優先的な受検・受講の促進等の相談対応を充実すること。また、高齢者講習等の受検・受講待ちにより運転免許が失効した者に対しては、運転免許が失効した場合の運転免許の再取得手続に関する情報提供を行うこと。

なお、問合せに迅速に対応するためには、都道府県公安委員会が管下の各実施機関における受検・受講枠の空き状況を一元的に把握することが前提となることから、システムを構築し活用するなど、当該空き状況を把握できる体制を構築すること。

2 高齢者講習等の同日実施の推進

高齢者講習等の同日実施により、待ち期間が長期化することなく高齢者講習等を実施している県も見られる。特に、認知機能検査の結果が第3分類と判定された者については、同日実施により、受講者・実施機関双方の負担が軽減され、受講待ち期間の短縮に資することとなると考えられるほか、切迫者に対する迅速な対応も可能となることから、同日実施を現に実施している県の例も参考としつつ、その導入を検討すること。

なお、認知機能検査の結果、第3分類と判定された者についてのみ同日実施する場合には、第1分類及び第2分類と判定された者に対する事後の手續の説明を別途行うなど、認知機能検査の受検者の中で、認知機能検査の判定結果が明らかとならないよう配慮すること。また、全ての者を対象に高齢者講習等を同日実施する場合には、高齢者講習の内容が認知機能検査の判定結果によって異なることとなるが、講習の中で認知機能検査の個々の判定結果を言及することのないよう留意すること。

3 高齢者講習等の運用の弾力化

高齢者講習等を同日実施する場合には、認知機能検査の結果により、高齢者講習の実車指導の内容が異なるため、現在、1グループ3人以下とする実車指導で、空席が生じ、効率的な指導ができないとの指摘がある。また、高齢者講習等の運用が定着する中、高齢者講習等の受検・受講待ち期間の長期化がみられ、早急な対策が必要となっている。

このため、更新期間が満了する日までに運転免許証の更新をすることが困難な事態が生じ得る都道府県警察にあつては、以下のとおり、高齢者講習等の実施機関と協議を行い、弾力的な運用を行うことについて検討すること。

(1) 認知機能検査の人数制限の緩和

認知機能検査の受検者数について、認知機能検査員（以下「検査員」という。）の要件を満たす者1人以上を補助者として置く場合には、1回当たり15人以下までとして運用してきたところ、認知機能検査の導入から10年以上が経過し、検査手法も確立していることから、検査員の要件を満たす者1人以上を補助者として置く場合には、20人以下まで拡大することを可能とする。

ただし、この場合においても、手がかり再生のイラストを全員が確認できるよう補助者も掲示するなどの措置をとるほか、認知機能検査を実施する場所は、補助者が余裕を持って移動できるような広さを確保すること。

(2) 高齢者講習の各科目の人数制限の緩和

ア 双方向型講義

双方向型講義については、「高齢者講習の運用について」（平成28年10月5日付け警察庁丙運発第33号。以下「講習運用通達」という。）により、高齢者講習指導

員1人につき6人まで担当できるものとされているところ、各人の発言時間を短縮しつつ、講習を行うことも可能であり、また、75歳以上で認知機能検査の結果が第1分類及び第2分類と判定された者については、別途、個人指導を行うこととされていることから、高齢者講習指導員1人につき、12人まで担当することを可能とする。

イ 運転適性検査による指導

運転適性検査による指導については、講習運用通達により、1グループ3人以内とされているところ、75歳未満の者及び75歳以上で認知機能検査の結果が第3分類と判定された者（以下「合理化講習対象者」という。）に対する運転適性検査については、1グループ4人まで実施することを可能とする。

ウ 実車による指導

実車による指導については、講習運用通達により、1グループ3人以内とされているところ、合理化講習対象者については、実車による指導の方法が「まとめ診断方式」であり、時間内に受講生4人が課題を実施することが可能と認められることから、1グループ4人で実施することを可能とする。

なお、実車による指導を4人で実施する場合で、後部座席での着席に支障があるとき等には、車外で1人を交代で観察学習させることも可能とするが、その際には、当該者の講習効果や観察場所に配慮し、受講者に負担がかからないようにすること。